

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(適正包装等)</p> <p>第28条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第30条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(資源物の収集禁止等)</p> <p>第44条の2〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 前項の規定による命令については、墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号。以下「行政手続条例」という。）第3章の規定は、適用しない。</p> <p>(事業系一般廃棄物等の排出方法)</p> <p>第46条 事業者は、区長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は第57条第1項に規定する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を、容器で排出するときは容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第63条第1項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、同項に規定する有料ごみ処理券の添付が不適当であると区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第28条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第30条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第44条の2〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 前項の規定による命令については、墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）第3章の規定は、適用しない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第46条 事業者は、区長が収集し及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は第57条第1項に規定する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を、容器で排出するときは容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第63条第1項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、同項に規定する有料ごみ処理券の添付が不適当であると区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。</p>

(動物の死体)

第48条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(延滞金の額及び徴収方法)

第67条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第68条 第61条の廃棄物処理手数料又は第64条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付することができなかつたときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(業の許可基準等)

第69条 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可の申請が、法第7条第5項又は第10項に掲げるもののほか、次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの許可をしてはならない。

(1) 〔略〕

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 〔略〕

イ この条例の規定(第73条の2第2項第1号を除く。)により許可を取り消された者で、その取消の日から5

〔同左〕

第48条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

〔同左〕

第67条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

〔同左〕

第68条 第61条の廃棄物処理手数料又は第64条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第69条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 〔同左〕

ア 〔略〕

イ この条例の規定(第73条の2第2項第1号を除く。)により許可を取り消された者で、その取消の日から5

年を経過しないもの（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ウ～キ 〔略〕

2 〔略〕

（許可証の再交付）

第74条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

（廃棄物管理指導員）

第79条 区長は、前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

別表

1 廃棄物処理手数料

区 分	手 数 料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排	1キログラムにつき 40円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するとき

年を経過しないもの（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号。以下「行政手続条例」という。）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ウ～キ 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第74条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

〔同左〕

第79条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

別表

1 廃棄物処理手数料

区 分	手 数 料
1 〔同左〕	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 36円50銭
2 〔同左〕	1キログラムにつき 36円50銭 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するとき

出する事業者	は、10リットルまでごとに76円		は、10リットルまでごとに69円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。	3 (同左)	1キログラムにつき 36円50銭 ただし、粗大ごみについては、2,500円を限度として品目別に規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	(略)	4 (同左)	(略)
2 (略)		2 (略)	

付 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表 1 廃棄物処理手数料の部3の項ただし書の規定は、占有者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合に適用し、施行日前に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成29年10月31日までの間、施行日前にこの条例による改正前の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により区長が交付した有料ごみ処理券は、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第46条の規定により事業者が添付する場合に限り、この条例による改正後の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により交付した有料ごみ処理券とみなす。